

移住・起業の しおり

Volume 8

CASE 01

空き家×移住 空き家を自分好みにリフォーム
「ライフスタイルに寄り添う、自分らしい我が家」

CASE 02

空き家×起業
「茅葺き屋根古民家を再生-コーヒージョップ×コワーキングスペース-」

TOPICS

県・市町の空き家活用等の支援制度

- 空き家活用支援事業
- 古民家再生促進支援事業

明治時代に建てられ空き家となった茅葺き屋根の古民家を、
コーヒージョップ・コワーキングスペースに改修。
古民家はどのように引き継がれたか？完成は5ページ！

移住・起業のしおりとは？

INTRODUCTION

兵庫県内には魅力的な住まいや事業所として活用できる可能性を秘めた空き家が数多くあります。このしおりでは兵庫県内の空き家を多くの方に活用していただけるよう、空き家の利活用の際に使える充実した支援制度をご紹介します。空き家を活用した移住や起業をお考えの方、空き家を所有しているけれど、活用方法が決まっていない方は、是非、この冊子を参考にしてみてください。



くつろぎの縁側

優・優 (YOU・YOU) 赤穂市

廻船業で発展した港町・坂越の築150年の空き家を飲食店として再生。地元の農産物や海産物を使った料理やスイーツを提供する人気店として、地域に賑わいを生み出している。



古民家再生促進支援事業 (P9-10) を利用



空き家活用支援事業 (P7-P8) を利用



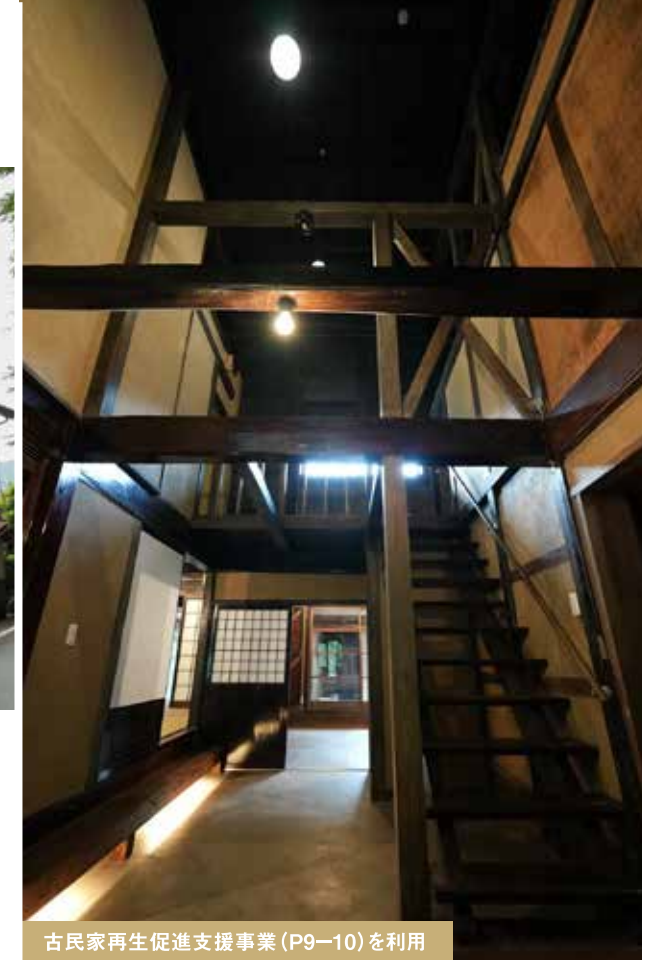
Kaji家 多可町

地域商社RAKU・多可町・関西学院大学の産官学が連携し、空き家の再生を実現。民泊施設、レンタルキッチン及びオープンスペースとして改修し、お試し住宅やチャレンジショップの運営、特産品の販売やイベントの実施により地域内外の交流や移住促進を図っている。



巣箱 養父市

大屋地区に残る、江戸時代末期創建の中三階建て養蚕住宅を、一棟貸しのゲストハウスとして再生。観光客や移住・定住希望者へ地域の魅力を発信している。



古民家再生促進支援事業 (P9-10) を利用



古民家再生促進支援事業 (P9-10) を利用

垂水五色山西洋館 九郎右エ門珈琲店別館 神戸市

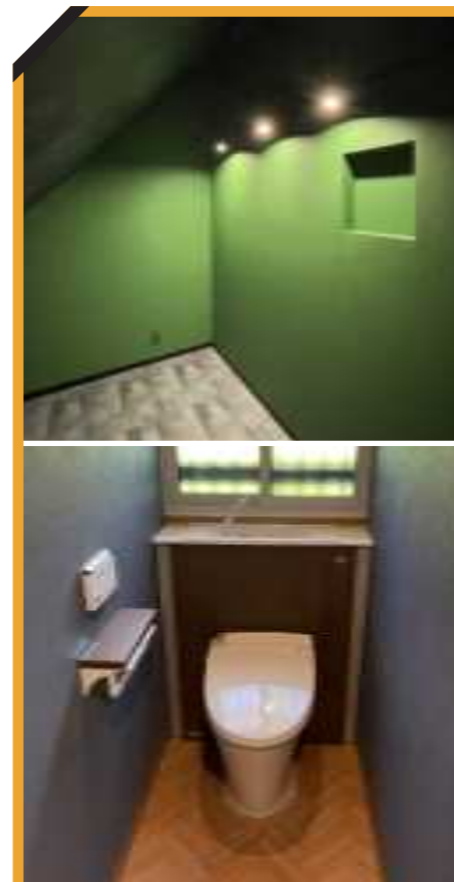
大正時代に建てられ、空き家となっていた洋館を、地域交流の場として再生。演奏会場やワークショップ施設として活用されている。



空き家のリフォームは、コストをおさえながら間取りも設備も内装も、自分仕様にデザインできます。空き家の補助金を活用して自分好みのマイホームをつくりませんか？

ペニンシュラキッチンが印象的なLDK 真新しく快適な水回り空間

戸建て住宅(淡路市)



木目を生かしたナチュラルなLDK
緑色の壁が個性的な書斎

戸建て住宅(朝来市)

STEP 01 お試し住宅で地域を知ろう

一定期間のお試し居住ができる市町の「お試し住宅」。生活体験、物件探しの拠点など、さまざまな目的に利用できます。



ちよこつと体験住宅・短期住宅(養父市)

●兵庫県内でお試し住宅を提供している市町の一覧

市町名	名称	担当窓口	連絡先
神戸市	お試し住居	(一財)神戸農政公社	078-991-1557
猪名川町	お試し居住	企画政策課	072-766-8711
多可町	お試し住宅	定住推進課	0795-32-4776
相生市	あいおい暮らしお試し住宅	定住促進室	0791-23-7125
赤穂市	お試し暮らし住宅	(一社)あこう魅力発信基地	0791-43-6931
上郡町	移住体験住宅	地域振興課	0791-52-1162
豊岡市	お試し住宅 ほか	地域づくり課	0796-21-9096
養父市	ちよこつと暮らし住宅 ほか	やぶぐらし・地方創生課	079-662-3172
朝来市	あさご暮らし体験住宅	市民協働課 あさご暮らし応援室	079-672-1492
新温泉町	新温泉町いな暮らし体験住宅	商工観光課	0796-82-5625
丹波篠山市	丹波篠山暮らし体験住宅 「味間おためし住宅」 ほか	創造都市課	079-552-5796
淡路市	淡路市暮らし体験住宅	NPO法人島くらし淡路	0799-70-6876

*県でも県営住宅の空き室を使ったお試し住宅を県内各地に設置しています。
(兵庫県公営住宅管理課 TEL: 078-230-8470)

STEP 02 空き家バンクで物件を探そう

空き家バンクとは、市町が空き家情報を提供するウェブサイトのこと。掘り出し物件が見つかるかも...? 「市町名+空き家バンク」で検索してみてください。(県内38市町で実施)

STEP 03 支援制度を活用しよう 下記以外の支援制度はこちら 市町の空き家活用支援制度:P11~14



空き家をリフォームして住む時

空き家活用支援事業P7~P8

築20年以上等の要件を満たす住宅の空き家を改修する場合、最大**100万円**(若年・子育て、UJIターン世帯は最大**150万円**)補助します。
問い合わせ先: 兵庫県住宅政策課 (☎078-362-3583)



住宅を耐震化するとき

ひょうご住まいの耐震化促進事業

昭和56年5月以前着工の旧耐震基準の住宅を耐震改修する場合、最大**100万円**(多雪区域は最大**120万円**)、費用の**4/5**を補助します。
(窓口は市町) 問い合わせ先: 兵庫県建築指導課 (☎078-362-4340)

新築ではなく空き家だからこそ味のある事業所になる。空き家を活用して、新しいことを初めてみませんか？

神戸市

《主屋》neo yorai

《離れ》SPIN-OFF-COFFEE

明治時代に建てられ空き家となっていた茅葺き屋根古民家の主屋を、ワーキングスペースとして再生。敷地内の離れは、コーヒーショップとして再生されており、地域の集い・憩いの場所となっている。



事業をする場合の支援制度

各事業に関する問い合わせ先

兵庫県 新産業課
☎078-362-4156

兵庫県 新産業課
☎078-362-3054

兵庫県 新産業課
☎078-362-4157

(公財)ひょうご産業活性化センター
☎078-977-9116

兵庫県 住宅政策課
☎078-362-3583

01 起業するとき

起業家支援事業

所定の要件を満たす代表者が起業する場合に、起業に係る経費の一部等を最大100万円補助します。空き家を活用する場合は、改修費に対して補助を最大100万円上乗せします。

01 ふるさとに移住し起業するとき

起業家支援事業 (ふるさと枠/東京23区枠)

UJIターンにより県内へ移住し起業する場合に、移住支援金最大100万円を支給するとともに、起業・移転に係る経費等を最大200万円補助します。空き家を活用する場合は、改修費に対して改修費補助を最大100万円上乗せします。

03 高度IT技術等を用いた事業所を開設するとき

ひょうごイノベーション拠点 開設支援事業

空き家をイノベーション拠点として活用するための改修費、賃借料、通信回線使用料等を最大1,300万円(3年間総額)補助します。

04 商店街の空き店舗を活用するとき

商店街若者・女性新規出店 チャレンジ応援事業

商店街活動へ積極的に参加する若者や女性が、空き店舗へ新規出店するための賃借料、内装工事費、ファサード整備費を最大75万円(市町が補助する額が上限)補助します。

05 コワーキングスペースを開設するとき

コワーキングスペース 開設支援事業

空き家をコワーキングスペースとして活用するための改修費、賃借料、通信回線使用料等を最大1,000万円(3年間総額)補助します。

06 空き家を活用するとき

空き家活用支援事業 (P7~8)

築20年以上等の要件を満たす空き家を事業所として改修する場合、最大150万円(地域交流拠点は最大500万円)を補助します。

07 古民家を利用するとき

古民家再生促進支援事業 (P9~10)

古民家(昭和25年の建築基準法施行日前に建築されたもの)を地域交流施設等に改修する際、最大1,000万円を補助します。また、古民家の建物調査や再生提案(所有者負担なし)を行います。

県の空き家等の活用支援制度 空き家活用支援事業

空き家を住宅、事業所、地域交流拠点として活用する場合に、
改修費の一部を支援します。



洲本市

HOOK

【地域交流拠点型】事業活用事例

空き家をコワーキングスペース・イベントスペースとして再生。都市部に住みながら、拠点を変えて仕事や創作活動をしたと考える方に向け、アート・デザインの企画展示や、隣接する畑での農作業の体験、育てたハーブを使ったワークショップ・イベントなどを行い、地域との交流を促す。

01 事業の対象となる空き家

一戸建て住宅の空き家又は共同住宅の空き住戸のうち、次のすべてに該当するもの

- ・築20年以上
- ・台所・便所・風呂の水回り設備のいずれかが10年以上未更新
- ・空き家期間が6箇月以上
- ・耐震性能を有するもの(改修工事に合わせて耐震改修する場合も可)
- ・土砂災害特別警戒区域等に位置していないこと

02 対象地域

兵庫県内の市街化区域以外の区域。

政令市(神戸市)又は中核市(姫路市、尼崎市、西宮市、明石市)は対象外。

(ただし、姫路市の旧香寺町、安富町、夢前町、家島町の区域は対象。)

03 補助額 対象工事費は、空き家の機能回復又は設備改善に必要な改修工事費

【住宅型】

一般タイプ	一戸建ての住宅		共同住宅	
	対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
一般タイプ	100～150万円	40万円	100～150万円	40万円
	150～200万円	60万円	150～200万円	60万円
	200～250万円	75万円	200万円～	65万円
	250～300万円	90万円		
	300万円～	100万円		
UJターンタイプ※2	100～150万円	60万円	100～150万円	60万円
	150～200万円	85万円	150～200万円	85万円
	200～250万円	110万円	200万円～	100万円
	250～300万円	135万円		
学生シェアハウスタイプ※3	100～150万円	60万円	100～150万円	60万円
	150～200万円	85万円	150～200万円	85万円
	200～250万円	110万円	200～250万円	110万円
	250～300万円	135万円	250～300万円	135万円
	300～350万円	160万円	300万円～	150万円
	350～400万円	185万円		
400万円～	200万円			

【事業所型】

一般タイプ	一戸建ての住宅		共同住宅	
	対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
一般タイプ	150～200万円	60万円	150～200万円	60万円
	200～250万円	75万円	200～250万円	75万円
	250～300万円	90万円	250～300万円	90万円
	300～350万円	110万円	300～350万円	110万円
	350～400万円	125万円	350万円～	115万円
	400～450万円	140万円		
450万円～	150万円			
UJターンタイプ※4	150～200万円	85万円	150～200万円	85万円
	200～250万円	110万円	200～250万円	110万円
	250～300万円	135万円	250～300万円	135万円
	300～350万円	160万円	300～350万円	160万円
	350～400万円	185万円	350万円～	175万円
400～450万円	210万円			
450万円～	225万円			

【地域交流拠点型】※5

一戸建ての住宅		共同住宅	
対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
150～200万円	75万円	100～300万円	100万円
200～400万円	150万円	300～500万円	200万円
400～600万円	250万円	500～700万円	300万円
600～800万円	350万円	700万円～	350万円
800～1,000万円	450万円		
1,000万円～	500万円		

- ※1 若年世帯:夫婦の満年齢の合計が80歳未満の世帯、子育て世帯:高校卒業までの子ども又は妊娠している者が同居している世帯
- ※2 UJターン世帯:申請日時点の住所が県外である世帯又は県外から県内の賃貸住宅等に転入後2年を経過しない世帯
- ※3 学生シェアハウス:2人以上の学生が居住できるよう専用の個室が備えられ、台所など共用のスペースを有する住宅
- ※4 UJターンタイプ:県外に居住する者が、県内の空き家を自己業務用の事業所(県内1つ目の事業所)として活用する施設
- ※5 地域交流拠点:ワーケーション施設、定額制多拠点居住サービス施設、コワーキングスペース又は地域活性化に資するものとして市町の推薦を受けた施設

【問合せ先】 兵庫県住宅政策課 (TEL:078-362-3583)

市町の空き家活用支援制度 ▶P11～14 上記以外にも、各市町で空き家を活用する場合に利用できる支援を多数実施しています。

県の空き家等の活用支援制度 古民家再生促進支援事業

地域の建築士・大工等による古民家の建物調査や再生手法の提案、
地域交流施設等に活用するための改修工事費を補助します。



三田市
cafe NoRa

明治時代に建てられた農家住宅の主屋を改修し、県内の食材や季節の果物等で作ったお菓子を販売するカフェとして再生。豊かな自然環境が感じられる憩いの場となっており、地元だけでなく遠方からもお客様が集まる。

01事業の対象となる古民家

次に掲げる要件に該当する昭和25年の建築基準法施行日前に建築された住宅又は歴史的建築物*

- ・ 軸組構法で造られたもの
- ・ 接合金物に頼らない伝統的な継ぎ手及び仕口を用いたもの
- ・ 筋かい等の斜材を多用せず、貫を用いたもの
- ・ 主要な壁に土塗り壁等の湿式工法を用いたもの
- ・ 屋根に和瓦又は茅葺き等伝統的素材を用いたもの

*歴史的建築物って？

次のいずれかに該当する住宅を示します。

- ア 景観法(平成16年法律第110号)に基づく景観重要建造物
- イ 県又は市町の景観条例等に基づく景観形成重要建造物等

- ウ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく指定文化財又は登録文化財
- エ 文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物
- オ ひょうごの近代住宅100選に選定された建築物

02支援メニュー

(i) 建物調査

大工・建築士等の専門家を派遣して古民家を調査し、建物の状態や維持管理方法、修繕・再生の可能性等のアドバイスをを行います。

(ii) 再生提案

建物調査を行った古民家のうち、特に再生を推奨するものについて、専門家を再度派遣し、所有者の意向等を勘案した再生手法の提案を行います。

(iii) フィジビリティ調査費補助**

再生提案や自主提案を行った古民家のうち、古民家活用の実現可能性を調査・評価するために必要な経費を一部補助します。

**フィジビリティ(実現可能性)調査って？

持続的な施設運営に向け、経営コンサルタント等へ調査・評価を依頼すること

(iv) 改修工事費補助

再生提案や自主提案を行った古民家のうち、地域活動の拠点・宿泊体験施設・店舗等の地域活性化に資する施設(地域交流施設等)または歴史的景観形成地区等で賃貸住宅として再生するものに対して市町とともに改修工事費の補助を行います。

補助額

古民家の場合		古民家のうち歴史的建築物	
対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
500～1,000万円	250万円	500～1,000万円	250万円
1,000～1,500万円	400万円	1,000～2,000万円	500万円
1,500万円～	500万円	2,000～3,000万円	850万円
		3,000万円～	1,000万円

※市町が補助する額を補助額の上限とする

※コワーキングスペースに活用する場合であって改修に必要な費用が500万円以上である場合に限り、100万円を上限とし、事務機器取得費を補助対象経費に含むことができる

【問合せ先】 兵庫県住宅政策課 (TEL:078-362-3583)

* (i) 建物調査・(ii) 再生提案に関するご相談は、ひょうご住まいサポートセンター (TEL:078-360-2536) まで

🔍 その他 県の支援制度

事業名	事業概要	対象経費	担当課室 / 連絡先
設備投資促進貸付	空き店舗等の改修を含め設備投資を行う場合に資金を融資	改修等にかかる設備資金 および設備投資に伴う運転資金	地域経済課 078-362-3321
ひょうご木の街木質化推進事業	多くの県民の利用が見込める施設や、不特定多数の方が利用する木の良さが活かせる施設において、兵庫県産木材を使った木質化に要する経費を最大200万円補助	県産木材を用いた木質化にかかる工事、木製品の購入、設置等に要する経費	林務課 078-362-9224

🔍 市町の支援制度

空き家等の活用に関する市町の支援制度

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
神戸市	里づくりの拠点施設等改修支援事業（交流施設型）	地域の特色を生かして都市住民との交流等を実施する拠点となる施設の整備費を補助	改修費	（一財）神戸農政公社	078-991-1557
	里づくりの拠点施設等改修支援事業（定住・起業型）	神戸・里山暮らし空家バンクに登録されている空き家等を専用住宅として取得または賃借する場合の空き家の整備費を補助	改修費		
	里づくりの拠点施設等改修支援事業（農泊・お試し移住型）	農業体験等と組み合わせて宿泊業を営む施設の整備や、短期滞在型住宅施設の整備費を補助	改修費		
	里づくりの拠点施設等改修支援事業（シェアハウス・シェアオフィス型）	里づくりの拠点施設のうち、特に農村地域における仕事の場を増やし、地域の担い手の育成に寄与すると認められる施設の整備費を補助	改修費		
	建築家との協働による空き家活用促進事業	建築家との協働により空き家を魅力的に再生し、社会課題解決の取り組みに活用するための、改修にかかる費用を補助	初期費用、片付け、調査診断、設計、工事、監理等		
尼崎市	子育てファミリー世帯及び新婚世帯向け空家改修費補助事業	子育てファミリー世帯または新婚世帯が一戸建ての空き家を取得し、その改修を行った場合の改修費用の一部を補助	改修費	空家対策担当	06-6489-6139
	空家改修費補助事業	一定期間利用されていない空き家や建て替えが難しい空き家を対象に、利活用に伴う改修費用の一部を補助	改修費		
	子育て世帯向け住宅取得支援事業	子育てファミリー世帯または若年夫婦世帯が、兵庫県指定する区域内で良質な戸建て住宅を取得する費用の一部を補助	取得費		
芦屋市	芦屋市空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用する場合、改修費用の一部を補助	改修費	建築住宅課	0797-38-2721
伊丹市	伊丹市空き家活用支援事業	子育て世帯または若年世帯が空き家を購入し居住する場合、改修費用の一部を補助（市外からの転入者で、親が市内に居住している場合は加算措置あり）	改修費	住宅政策課	072-784-8069
宝塚市	店舗等魅力向上チャレンジ支援補助金	新規出店しようとする事業者に対し、出店にかかる経費の一部及び家賃の一部を補助	改装費等、賃借料	商工労働課	0797-77-2011
川西市	川西市空き家活用支援事業	空き家を購入し定住する若年子育て世帯・空き家を事業所として活用するために改修する方・地域を基盤として活動し、地域活性化に貢献すると認められる方及び団体が実施する、空き家の機能回復または設備改善に必要な工事に要する経費の一部を補助	改修費	住宅政策課	072-740-1205
三田市	マイホーム借上げ制度推進事業	（一社）移住・住みかえ支援機構が行うマイホーム借上げ制度の利用に必要な費用の一部を補助	事務手数料、建物診断費、改修費	都市政策課	079-559-5128
	空き家リフォーム補助事業	空き家を住宅・地域交流拠点として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費		
	空き家バンク登録促進補助事業	空き家バンクに登録するために要した登記等手続き費用や不要な家財等撤去費用を補助	登記費用、処分費用		
	古民家等利活用促進事業	古民家等を改修し、地域再生施設として事業を行う方に対し、事業費の一部を補助	改修費		
高砂市	住み替え支援補助事業（「住みかえ〜」補助制度）」	市内で住宅を取得する若年世帯等に対して、その住宅取得費の一部を補助	取得費	移住定住促進課	079-555-6776
	オールドニュータウン商業施設等空き区画活用支援事業	市内にオールドニュータウンの商業施設等の空き区画で、地域の賑わいづくりに資する店舗等の開設費の一部を補助	内装、ファサード整備費、賃借料	産業政策課	079-559-5085
	チャレンジショップ応援事業	市内で起業を予定しているまたは起業後間もない事業者（小売業、飲食業、サービス業等）に対し、開設費・広告宣伝費の一部を補助	改修費、備品購入費、賃借料、広告宣伝費		
猪名川町	空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所として活用する場合、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用等の一部を補助	改修費	都市政策課	072-766-8704

【播磨】

加古川市	空き店舗等活用支援事業	市街化調整区域に存する空き家等を活用し、事業を開始する方に、店舗賃借料、店舗改装費及び広告宣伝費の一部を補助	賃借料、店舗改装費、広告宣伝費	産業振興課	079-427-9756
	移住・定住促進事業	市街化調整区域の田園まちづくり集落区域内に存する空き家を取得し、移住する方に、改修経費等の一部を補助	改修工事費等	まちづくり指導課	079-427-9418
	空き家活用改修費補助制度	空き家バンクに登録されている市街化区域内の住宅を取得し、居住しようとする方または居住目的で賃貸しようとする方に対し、改修工事に要する費用の一部を補助	改修費	住宅政策課	079-427-9327
高砂市	空き家活用支援事業	空き家バンクに登録された住宅を居住用・賃貸住宅用の住宅または事業所として活用しようとする場合に費用の一部を補助	改修費	建築住宅課	079-443-9035
	空き店舗等活用支援事業	市内において空き店舗等への新規出店をする方に対し、経費の一部を補助	賃借料、改修費、広告宣伝費	産業振興課	079-443-9030
稲美町	空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所として活用する場合、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	都市計画課	079-492-9143

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
播磨町	播磨町結婚新生活支援補助金	結婚し町内で新生活を始める新婚世帯に対し、住居費や引越費用を補助	賃借料、改修費、取得費	協働推進課	079-435-2364
	空き家活用支援事業	空き家を取得し、自己の住宅・事業所として活用する場合、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	都市計画課	079-435-2366
	空家等バンク活用支援事業	空き家バンクに登録する際、必要となった登記費用、空き家バンク登録物件の購入者等が負担する引越し費用及び清掃費用の一部を補助	登記費用、引越し費用、清掃費用等		
	移住定住促進住宅リフォーム助成	町外から町内へ転入する移住者の方が居住予定の住宅を改修する場合の経費の一部を補助	改修費	産業環境課	079-435-0304
西脇市	起業・第二創業促進支援事業	市内で新たに起業または第二創業を行う方に対し、対象経費の2分の1を補助（移住の場合は加算措置あり）	改修等工事費、賃借料等	商工観光課	0795-22-3111
	空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所として活用する場合、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	都市住宅課	
三木市	トカイナカ三木新生活応援事業	移住する39歳以下の若者世帯（夫婦、ひとり親世帯、パートナーシップ宣言世帯）の住宅購入を支援（空き家バンク利用の場合は、条件緩和などの優遇措置あり。最大100万円）	取得費、改修費	縁結び課	0794-82-3030
	三木市古民家再生促進支援事業	古民家等を改修し、地域交流施設等での古民家の活用又は歴史的景観形成地区等で古民家を賃貸住宅等として活用する方に対し、事業費の一部を補助	改修費・フィジビリティ調査費	建築住宅課	0794-82-2000
加西市	若者定住促進住宅補助事業	市内で住宅を新築・購入し居住する若者世帯等を補助（最高50万円）	取得費	ふるさと振興課	0790-42-8764
	空き家改修事業	空き家を改修し売却や貸出をする方、購入した空き家を改修する方に一定の補助（改修工事の1/2。最大50万円）	改修費		
	空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用する場合に、改修費用の一部を補助	改修費		
	空き家家財道具等処分支援補助事業	空き家バンク登録物件の家財道具の片付け費用などを補助（最大10万円）	片付け・処分費用		
	古民家再生促進支援事業	空き家となった古民家を改修し地域交流施設等として再生しようとする方に、改修費の一部を補助	改修費		
加東市	空き店舗活用補助事業	空き店舗を活用した店舗・オフィス開設のための賃借料や改装費の一部、雇用の促進補助	賃借料・改装費、雇用促進補助	産業課	0790-42-8740
	起業・創業スタートアップ支援事業補助金	事業所の改修費用や専門家経費、販促費用など起業・創業にかかる経費などを補助（最大200万円）	改修費、販促費等		
	空家活用支援事業	空き家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用する場合、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費		
多可町	空家家財処分支援事業補助金	空家バンク登録物件の家財処分等を補助（最大10万円）	片付け・処分費用	都市政策課	0795-43-0517
	住宅リフォーム助成事業	町内業者を利用した50万円以上の自宅のリフォーム工事費用を10%補助（最大10万円）	住宅の増築、改築、修繕工事等		
	空き家活用支援事業	一戸建ての空き家を住宅・事業所として活用しようとする場合、改修費の一部を補助	改修費		
	中古住宅購入助成事業	中古住宅を購入し10年以上居住する方に10万円を補助（若年世帯・子育て世帯、40歳未満の単身者は20万円）	住宅取得費		
	あったか家族多世代住宅助成事業	若者世帯が親元での同居や近居のために100万円以上で住宅を新築、増築、改築する場合、工事費に応じて最大30万円までを補助	工事費		
姫路市	住宅ローン利子助成事業	兵庫県信用組合との包括地域連携協定に基づき、若者・子育て世代が初めて住宅を新築・リフォームまたは購入する場合、組合の住宅ローン契約による利息のうち0.5%相当額を助成	利子補給	住宅課	079-221-2642
	IT関連事業振興支援補助金事業	ひょうごイノベーション拠点開設支援事業費補助または coworkingスペース開設支援事業費補助を受けた人の上乗せ補助	建物改修費、通信回線使用料等		
	創業・起業支援補助金	町内に拠点事業所を置き、創業・起業をする方に初期経費の2/3を補助（最大20万円）	増改築費、設備備品取得費等		
神河町	空き家改修支援事業 [交流施設型]	空き家バンク登録物件を交流施設等（宿泊施設、創作活動施設等）として活用するための改修経費の一部を補助	改修費	住宅課	079-221-2642
	空き家バンク物件登録謝礼金	市街化調整区域・都市計画区域外にある空き家をバンク登録した所有者等に謝礼金を交付	—		
市川町	創業促進事業	町内で新たな事業を始めようとする方の、起業に要する費用の一部を補助（補助率1/2、最大220万円。年齢要件あり）	改修費、人件費、賃借料等	住宅課	0790-34-0971
	若者世帯住宅取得支援事業	町内で住宅を取得（新築・購入等）する場合、費用の一部を補助（最大190万円）	住宅取得費		
	若者世帯住宅リフォーム支援事業	町内にある住宅をリフォームする場合、費用の一部を補助（最大90万円）	改修費		
	空き家活用支援事業	一戸建ての空き家を住宅、事業所または地域交流拠点として活用する方に対し、その改修に要する費用の一部の補助（補助率2/3最大200万円）	改修費		
福崎町	IT事務所・ coworkingスペース開設支援事業	起業家等を対象とした coworkingスペースを新たに開設する場合、事業費の一部を補助	建物改修費、事務機器取得費等	まちづくり課	0790-22-0560
	空き家活用支援事業	一戸建ての空き家を住宅、事業所または地域交流拠点として活用する方に対し、その改修に要する費用の一部を補助	改修費		
	若者定住促進住宅取得奨励金	45歳未満の方が定住を目的に住宅の取得をした場合、奨励金を交付	住宅取得費		
相生市	空き家片付け支援事業	空き家バンク登録物件の家財道具の片付け費用などを補助	片付け・処分費用	まちづくり推進課	0791-23-7125
	空家再生等推進事業	地域団体等が空き家を地域交流拠点として活用する場合、必要な費用の一部を補助	改修費		
	あつまれ新婚さん新生活応援金支給事業	相生市内で新婚夫婦が新生活を始める際の住宅費用等の一部を補助（住宅取得費・住宅賃借費・引越費・改修費を対象とする。最大60万円。年齢要件等あり）	取得費、賃借料、引越費、改修費		
	空家活用支援事業	空家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用する場合、改修費用の一部を補助（空家家屋の機能回復、設備改善のための工事に係る費用の1/4。最大250万円。各種要件あり）	改修費		
たつの市	商店街空き店舗等活用事業	商店街の空き店舗を借上げ、新たな店舗を開業する中小業者に対し、月額家賃の1/3を補助（3年間を限度に年額最大40万円）	賃借料	まちづくり推進課	0791-64-3033
	空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所として活用する場合、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費		
	空き家家財道具等撤去費支援事業	空き家バンク登録物件の売買・賃借が成立した場合、残存する家財道具等の撤去・処分に要する経費の一部を補助	家財撤去・処分費		
赤穂市	若者定住促進住宅取得支援事業	市内で新たに創業を計画している方に対して、その創業に要する経費の一部を補助	改修費、設備費等	都市計画課	0791-43-6827
	創業支援事業	市内で高度技術を用いたIT等事業所を開業する事業者に対し、建物改修費用のほか人件費などの一部を補助	建物改修費、人件費、通信回線料等		
	高度技術を用いたIT等事業所開設支援事業	市内で高度技術を用いたIT等事業所を開業する事業者に対し、建物改修費用のほか人件費などの一部を補助	建物改修費、人件費、通信回線料等		
	空家活用支援事業	一戸建ての空き家を改修し、住宅、事業所、地域交流拠点として活用しようとする方に、改修費の一部を補助	改修費		
高砂市	古民家再生促進支援事業	空き家となった古民家を改修し、地域交流施設等として再生しようとする方に、改修費の一部を補助	改修費	商工課	0791-43-6838
	商店街空き店舗等活用事業	商店街の空き店舗を商店街活性化に向け整備利用する場合、家賃及び店舗改装費の一部を補助	家賃、改修費		
	空き家情報バンク活用支援事業	空き家バンク登録する際に必要となった相続登記費用、空き家バンク登録物件の購入者等が負担する仲介手数料及び引越し費用の一部を補助	登記費用、仲介手数料、引越し費用		

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
穴栗市	穴栗市森林の家づくり応援事業（空き家改修支援）	空き家を取得または賃貸し、住宅・店舗等に使用するために要する改修費を補助	改修費	住宅土地政策課	0790-63-3166
	穴栗市森林の家づくり応援事業（住宅取得支援）	子育て世代が市内で住宅を取得（新築・中古）する場合、建物の取得費用の一部を補助（最大140万円）	住宅取得費		
太子町	空き家活用支援事業	町内にある一戸建ての空き家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用しようとする場合、改修費の一部を補助	改修費	まちづくり課	079-277-5992
上郡町	若者住宅取得奨励金	40歳未満の者が定住を目的に住宅の取得をした場合、住宅取得奨励金を交付	住宅取得費	地域振興課	0791-52-1162
	若者住宅取得奨励金	40歳未満の者が定住を目的に住宅の取得をした場合、住宅取得奨励金を交付	住宅取得費		
	中古住宅取得費補助金	定住を目的として中古住宅を取得した場合、住宅取得費の一部を補助	住宅取得費		
	三世帯同居等世帯支援補助金	三世帯同居・隣居のために住宅を取得または改修する世帯に対し、費用の一部を補助	改修費、取得費		
	空き家活用支援事業	空き家を住宅、事業所または地域交流拠点として改修し活用する場合、費用の一部を補助	改修費		
佐用町	結婚新生活支援事業	上郡町内で新婚夫婦が新生活を始める際の住宅費用等の一部を補助（住宅取得費・住宅賃借費・引越費・リフォーム費を対象とする。最大60万円。年齢所得要件等あり）	取得費、賃借費、引越費、改修費	健康福祉課	0791-52-1114
	空き家活用支援事業	空き家を住宅、事業所または地域交流拠点として改修し活用する場合、費用の一部を補助	改修費	商工観光課	0790-82-0670
	若者住宅新築応援金	40歳以下の者が定住を前提に町内に住宅を新築した場合、応援金を支給	—		
	若者住宅取得応援金	40歳以下の者が定住を前提に町内の中古物件を購入した場合、応援金を支給	—		
中小企業者創業支援事業	町内で新たな事業を始めようとする場合、要する費用の一部を補助	改修費、賃料			

《但馬》

豊岡市	定住促進事業補助金	市外からの転入者に対し、住宅の改修費、移転費等を補助	改修費、移転費	地域づくり課	0796-21-9096
	豊岡市創業支援補助金	豊岡商工会議所または豊岡市商工会の支援及び計画認定を受け、市内において新規創業または事業承継を行う個人・中小企業者に対し、事務所開設に要する費用の一部を補助	改修費、賃借料、設備購入費、広告宣伝費等	環境経済課	0796-23-4480
	IT関連事業開設支援補助金	若者や女性が働きたい仕事の創出、地域の活性化、地域社会が抱える課題の解決を図るため、IT関連の事業所を開設する事業者の開設・運営費・市と協働して地域課題を解決する取組みに要する経費を補助	賃借料、通信回線使用料、建物改修費、事務機器取得費、人件費等		
養父市	やぶの空き家活用支援事業	養父市空き家バンクを通じて取得した空き家を住宅として活用する場合、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費・家財処分費	やぶぐらし・地方創生課	079-662-3172
	やぶ暮らし住宅支援制度	新築、購入、増改築、若しくは賃貸住宅等を契約し入居した方、及びUターン者に加え、空き家バンク登録者等に奨励金を交付	新築・増改築・空き家購入費・民間賃貸・家財処分		
朝来市	創業・第二創業補助金	個人や事業者が起業する新規創業の経費に対し最大100万円を補助	改修費、人件費、賃借料等	商工観光課	079-664-0285
	あさご暮らし住宅取得等応援事業補助金	若者・子育て世代もしくは転入者が市内に定住するために住宅を取得した場合、費用を最大100万円補助（新築・購入※空き家含む）	新築または購入費用	市民協働課	079-672-1492
	空き家活用促進事業補助金	転入者・新婚世帯または若者・子育て世代が実施する空家の改修に要する費用の一部を最大100万円補助	改修費	あさご暮らし応援室	
	にぎわい創出補助金	市内の空き家・空き店舗を活用し新たに开店される方に経費の一部を補助（最大200万円。若者（40歳未満）、移住者（移住3年未満）の場合は上限がそれぞれ20万円ずつ引き上げ（両方に該当で最大240万円））	改修費、備品購入費、賃借料または建物購入費	経済振興課	079-672-2816
	サテライトオフィス等開設補助金	市内の空き家・空き店舗等を活用しサテライトオフィス等を開設される方に経費の一部を補助	広告宣伝費、改修費、事務機器取得費等		
香美町	空き家利活用促進支援（空き家改修）補助金交付事業	空き家バンクに登録された物件・空き家バンクに登録されていない物件を改修して居住する場合、要する費用の一部を町内で利用可能な商品券で補助	改修費		
	住宅取得奨励金事業	空き家バンクに登録された住宅や中古住宅を取得した際、購入費を町内で利用可能な商品券で補助	購入費		
	空き家利活用促進支援（利用準備支援）補助金交付事業	空き家バンクに登録された住宅に現存する家財道具の撤去や屋内外の清掃に要する経費を補助	家財撤出・処分費	企画課	0796-36-1962
	空き家利活用促進支援（お試し住宅利用）補助金交付事業	空き家バンクに登録された住宅をお試し住宅として利用する場合、家賃相当額の一部を補助	家賃		
	IT関連オフィス等開設・設置支援事業	町内にIT関連オフィス等を開設または設置する事業者に対し、建物の改修費等を補助	改修費、賃借料、通信回線使用料		
	起業・創業支援事業	町内で起業・創業する場合の初期投資費用の一部を補助	設備費、備品購入費、広告宣伝費等	観光商工課	0796-36-3355
	簡易耐震診断推進事業	住宅の簡易耐震診断を受ける場合の費用を9割補助	診断費	建設課	0796-36-1961
新温泉町	空き家リフォーム補助金	「新温泉町空き家バンク」に登録しているまたは登録予定の空き家のリフォーム費用の10%を助成（最大50万円）※賃貸登録の場合最大100万円	改修費・家財処分費		
	定住促進住宅取得助成金	町内で住宅を新築・購入または改修費用に対し助成（最大50万円。転入者の場合は最大70万円。改修は費用の10%。年齢所得要件等あり）	新築、購入または改修の費用	商工観光課	0796-82-5625
	温泉配湯助成金	定住促進住宅取得助成事業と併せ、新たに温泉の配湯を開始した方に、温泉使用料の基本料金を5年間助成	温泉配湯使用料の基本料金		
	起業支援事業補助金	町内で新たに起業される方を対象に、初期投資費用の50%を助成（最大50万円。転入者の場合は最大100万円）	改修費、建物取得費用		

《丹波》

丹波篠山市	丹波篠山暮らし定住住宅補助金（空き家バンク住宅改修型）	空き家バンク利用登録者が空き家バンクの物件を住宅として活用するための改修を支援	改修費	創造都市課	079-552-5796
	古民家再生促進支援事業補助金	兵庫県の古民家再生促進支援事業を実施し古民家の再生をする場合、支援	改修費		
	丹波篠山暮らし定住住宅補助金〔三世帯同居型〕	三世帯同居・近居のために住宅を新築・改修・購入する若者・子育て世帯を支援	新築・改修・購入にかかる費用		
	丹波篠山暮らし定住住宅補助金〔市内工務店利用型〕	市内工務店を利用し住宅を新築・改修する若者・子育て世帯を支援	新築・改修にかかる費用		
	丹波篠山暮らし定住住宅補助金〔定住促進重点地区型〕	定住促進重点地区で住宅を新築・改修・購入する若者・子育て世帯を支援	新築・改修・購入にかかる費用		
	起業支援助成金	空き家バンクの空き家等を活用した起業を支援	改修・改装費、機械設備購入費等	商工観光課	079-552-0100

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
丹波市	丹波市空き家利活用促進事業補助金〔居住型〕	住まいるバンク制度を介して購入した空き家で居住する場合、改修費用の一部を補助	改修費	都市住宅課	0795-74-2364
	丹波市空き家利活用促進事業補助金〔開業型〕	住まいるバンク制度を介して購入した空き家で開業する場合、改修費用の一部を補助	改修費		
	空き家利活用地域活性化事業	兵庫県の空き家活用支援事業により空き家を地域交流施設として活用する場合、改修費用の一部を補助	改修費		
	古民家再生促進支援事業	兵庫県の古民家再生促進支援事業により古民家を再生する場合、改修費用の一部を補助	改修費		
	丹波市若者定住マイホーム取得補助金	市外から転入する40歳未満の世帯等が定住するために住宅を新築・購入する費用の5%以内を支援（最大50万円）	新築・購入にかかる費用	ふるさと定住促進課	0795-88-5360

《淡路》

洲本市	おいでよ洲本新生活支援事業	淡路島外から移住する2人以上の世帯に対し、住宅取得費用の一部を補助（助成）	住宅取得費等	企画課	0799-24-7614
	古民家再生促進支援事業	兵庫県の古民家再生促進支援事業により古民家を再生する場合、改修費用の一部を補助	改修費	都市計画課	0799-24-7611
	洲本市空き家バンク活用促進奨励金	自らが所有する空き家を空き家バンクに登録し、Uターン者へ売買した者に奨励金を交付	—		
	洲本市起業支援事業補助金	市内での起業を促進するため、起業時等に要する経費の一部を助成	改修費、備品購入費、専門家経費、広告宣伝費等	商工観光課	0799-24-7613
南あわじ市	IT関連事業振興補助金・ coworkingスペース開設支援補助金	ひょうごイノベーション拠点開設支援事業もしくは coworkingスペース開設支援事業を受けた方が、空き家を利用する場合、建物改修費の最大額を引き上げ	改修費、事務機器取得費等	都市政策課	0799-43-5227
	古民家等再生促進支援事業	兵庫県の古民家再生促進支援事業により古民家を再生する場合、改修費用の一部を補助	改修費		
	定住促進空き家活用支援事業	空き家を購入または賃借して、居住のために改修等をする場合に、費用の一部を補助	改修費、家財道具処分費、登記費、引越し費		
	空き家確保支援事業	一定の条件を満たして空き家バンクに登録した物件に係る登記費用及び庭木の手入れや家財道具の処分費用、インスペクションに係る費用の一部を補助	登記費用、庭木の入れ・家財道具の処分費用、インスペクション費用		
	空き家再生支援事業	空き家を借り上げて転貸する（サブリース）事業者に対し、空き家の改修費用の一部を補助	改修費		
	マイホーム取得事業	淡路島外からの移住者の方へ、空き家などの住宅取得費用の一部を補助	取得費		
多世代同居・近居支援事業	多世代同居・近居支援事業	多世代で同居や近居をする際に、空き家などの住宅を購入またはリフォーム等を行う場合、費用の一部を補助	取得費、改修費	ふるさと創生課	0799-43-5205
	起業等及び空き家等活用支援事業	市内での起業を促進するため、費用の一部を補助（空き家を取得した場合加算金あり）	改修費、機材設備購入費等	商工観光課	0799-43-5221
	シビックテック推進事業 coworkingスペース開設支援事業	ひょうごイノベーション拠点開設支援事業もしくは coworkingスペース開設支援事業を受けた方が、空き家を利用する場合、建物改修費の最大額を引き上げ	建物改修費、通信回線利用料等		
	及び coworkingスペース開設支援事業				



家賃補助制度等を活用しよう

結婚や県外からの引っ越しで、賃貸住宅を借りて新生活をスタートする際、初期費用・家賃・引越し費用などの一部を補助している市町があります。

市町名	事業名	担当窓口	連絡先
三田市	新婚新生活支援事業（ハッピーウェディング応援制度）	移住定住促進課	079-555-6776
加古川市	結婚新生活支援事業	こども政策課	079-427-9397
高砂市	結婚新生活支援補助金	シティプロモーション室	079-441-9904
稲美町	結婚新生活支援補助金	企画課	079-492-9130
播磨町	お試し居住補助金	協働推進課	079-435-2364
西脇市	結婚新生活支援事業	まちづくり課	0795-22-3111
三木市	トカイナカ三木新生活応援事業	縁結び課	0794-82-3030
加西市	新婚世帯向け家賃補助制度	ふるさと振興課	0790-42-8764
	結婚新生活支援事業 新規就農者支援事業	農政課	0790-42-8741
加東市	結婚新生活支援事業	都市政策課	0795-43-0517
多可町	結婚新生活支援事業	定住推進課	0795-32-4776
神河町	若者世帯向け家賃補助事業 結婚新生活支援事業	ひと・まち・みらい課	0790-34-0002
相生市	あつまれ新婚さん新生活応援金事業	定住促進室	0791-23-7125
穴栗市	結婚新生活支援事業補助金	子育て支援課	0790-63-3176
上郡町	結婚新生活支援事業	健康福祉課	0791-52-1114
佐用町	新規就農者等家賃補助金交付制度	農林振興課	0791-52-1116
豊岡市	結婚新生活支援事業	健康福祉課	0790-82-0661
養父市	若手農家家賃支援事業	農林水産課	0796-23-1127
朝来市	やぶ暮らし住宅支援制度	やぶぐらし・地方創生課	079-662-3172
朝来市	あさご暮らし住宅取得等応援事業（家賃補助）	市民協働課あさご暮らし応援室	079-672-1492
新温泉町	新婚新生活支援補助金		
	民間賃貸住宅家賃助成金 結婚新生活支援補助金	商工観光課	0796-82-5625
丹波篠山市	新規就農者支援事業（家賃助成）	農都政策課	079-552-1114
丹波市	お試し滞在支援事業	創造都市課	079-552-5796
洲本市	おいでよ洲本新生活支援事業	創造都市課	0795-88-5360
南あわじ市	新婚世帯家賃補助事業	企画課	0799-24-7614
	結婚新生活支援事業	ふるさと創生課	0799-43-5205
	移住支援補助事業		
	介護・看護人材確保対策事業 ※勤務先により担当窓口が異なります	福祉課（障害福祉事業所） 長寿・保険課（介護事業所） 健康課（病院・診療所）	0799-43-5216 0799-43-5217 0799-43-5218
保育士確保対策事業	子育てゆめらん課	0799-43-5219	
淡路市	結婚新生活支援事業	子育て応援課	0799-64-2134



#仕事



#淡路



#子育て



ひょうご 移住 ストーリー



Story of moving to Hyogo

移住のすがたを、ありのまま。
切り口別、地域別にそれぞれの
ストーリーをお届けします。



https://ehg.jcld.jp/hyogo-fun-sight/blog/dtl/?item_id=NWS0000287

#丹波



#きっかけ



#但馬



#暮らし



#播磨

